



HOMEPAGE

TWITTER

QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です

### 「JR 東日本八王子駅パンフ配布処分事件」

都労委から JR 東日本会社に対し不当労働行為の「全部救済」命令出されるも…

「不当労働行為」を認めない企業体質！  
命令を履行しない傲慢さ！

健全な JR 東日本をつくるために都労委命令を活用して  
職場から労働組合活動を展開しよう！

6月7日、東京都労働委員会は「JR東日本八王子駅パンフ配布処分事件」について「不当労働行為」と認定しました。

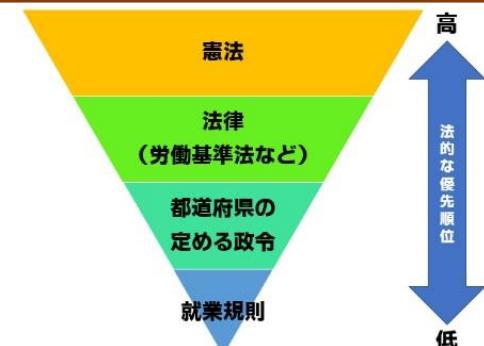
労働基準法第27条では「救済命令は、交付の日から効力を発する」「中央労働委員会に再審査を申立てしても、効力は停止しない」となっています。

東京都労働委員会の救済命令は、行政処分としての効力を持つ重いものですが、JR 東日本会社は「中央労働委員会に再審査の申立てを行っているので、都労委の命令は確定していない。確定した段階で適切に対処していく」という姿勢です。

東京都労働委員会の判断を受けて  
会社が全社員に向けて掲示した「社員の皆さんへ」  
【要点】

- 就業規則第23条は、会社発足時に、民間企業として国鉄時代と同様の事態を引き起こしてはならないとの強い決意で定立したもの。
- 本命令は、就業規則第23条の定立趣旨や目的、その後の会社の状況等の会社固有の事情を十分理解せず、本件の無許可組合活動の態様等を偏重して判断した。
- 会社として到底承服しがたいものである。

※JR東日本の就業規則第23条とは  
「社員は、会社が許可した場合のほか、勤務時間中に、又は会社施設内において、組合活動を行ってはならない」となっています。



事件の概要是 JTSU tube Vol.6

「驚愕！ 勤務時間外の「パンフレット配布」で処分！？」

東京都労働委員会へ不当労働行為「救済申し立て」！をご覧ください！

(右のQRコードから)



さらには、東京都労働委員会の判断を受けて、全社員に向けて掲示した「社員の皆さんへ」(左記参照)では、会社が就業規則第23条に基づいて行った処分の「正当性」のみを強調し、「本命令は会社固有の事情を十分理解していない」「承服しがたい」と表明しています。

就業規則に基づいて行った組合員への処分が「不当労働行為」と認められたにも関わらず、労働基準法第27条の定めや、再度「社員の皆さんへ」を掲示することにより命令書の内容を履行しようとしているのがいまの JR 東日本会社なのです。これが日本の「一流企業」と言える姿勢なのでしょうか？

私たちの組合活動は、就業規則をはじめ労働協約、法律、憲法で定められたルールに基づき整然とおこなっているに過ぎません。過去には JR 東海内の職場で、勤務時間外でのビラ配布行動に対して、会社が就業規則に違反するとして事情聴取、顛末書の提出を求めたことが「不当労働行為」と認定され、最高裁で判決が確定しているのです。  
(詳細はこちら→→→)

私たちは、JR 東日本八王子駅パンフ配布処分事件で東京都労働委員会の下した判断・命令を活用して、これからも労働協約に基づき職場での組合活動をしっかりと展開していくことが重要です。それが組合員の利益を守り、JR 東日本から不当労働行為を撲滅する一步につながるのです。



6月7日、東京都労働委員会が公表した「JR 東日本事件命令書交付」はこちら→

